

しかし、真に国民的立場にたつてゐるという証しが、中教審中間答申にせよ、教育課程審議会答申Ⅱ「學習指導要領」にせよ、あるわけではない。金沢氏が、中教審中間答申全体について、国民的立場から全体を検討してほしいといって、わざかに特殊教育に国民的立場を見出したよう、この答申も、重障児や重症児に対しての配慮を求めるほどには、障害児全般への配慮をしているわけではないのである。このことは、逆にいえば、特殊教育もまた、日本の教育制度全般の中で差別されているということである。

ところで、それでもなお、答申で「一人一人の児童生徒に適切な教育を行ふためには、一層きめ細かな配慮が必要となつてきている」と述べている点、さらには「心身に障害を有する児童、生徒に関する医学、心理学等が進歩するとともに、教育方法が改善され、また教材、教具等も次第に開発されつつあり、これらの成果を教育実践に積極的に取入れるべきである」としている点が、今後の教育行政のなかでどのように生がされてくるかを見きわめていくことも大切であるう。文部省の係官が、ハリキレバハリキルほどいたつて当惑しているのは、地方の

指導行政に当つてゐる人たちのようである。また、地方教育行政をあざかる人々も、どうやら、特殊教育を重荷と感じてゐるものが多いようである。答申が、いわば先取りした部分を、どのようにして現実のものにしていくかは、教師、地域大衆の積極的行動の組織いかんにかかわっているといつてもいいであろう。

日教組第三〇回特殊学校部総会議案（七〇年一二月一日）は、答申を「社会適応」「能力・適性」論などの差別教育に貫かれたものとして批判し、障害児の全面発達を保障する教育実践を大胆に提起することを求めている。
(赤堀哲雄・宮城教育大学)

— 550 —

全總訓の第三回職業技術教育研究集会

技術教育が話題となる教師の集まりの席などで、「それではたんなる技能教育ではないか」というように、「技能教育」ということばが、まるでいけないもの。悪いものを意味するようを使われることがある。そういうとき、私は「技能教育がなぜいけないのか」と反発をしたい。

技能教育などは就職して企業に入つてからやればいいのだ、という人も多い。じつのところ、わが国ではこういう意見が少しばかり（自分が）民主的（だと思つてゐるよう）な人々にかなり有力である。その結果、わが国の多くの企業では、入職したばかりの心身とともに新鮮な青年たちにたいする教育訓練が、まったく資本の意のままに行なわれてしまうという事態をつくりだしている。

労働者は、労働力を資本に売るについ

ては、その価値を高くするためには一定の技能をみにつけていることが必要となる。しかし、最近のように労働過程における技術の進歩・発展が急速になつてくると、技能の変化という事態に対応しうる力量を身につけていないと、たちまちのうちにいつたん身についた技能は古くなり、陳腐化した労働力はスクラップにされる危険にさらされている。かんたんにスクラップ化されることのないようとするためにも基礎的な学力が重要なのだ、とはよくいわれるが、いずれにせよ生産工程が変るときには技能の転換が必要となる。あれこれ考えてみると、技能教育を資本の恣意にまかせておくことはけつして労働者に有利なやり方ではない、といわなければならぬのである。

右のような問題をふくめて、わが国では技能教育の問題を真正面から議論できるような機会が極めて少ない。その数少ない研究・討議を行なうことを一貫して自らの重要な課題の一つとしてきたのが全総訓（全国総合職業訓練校労働組合）である。

全総訓は、労働省の外郭団体である雇用促進事業団が設置している総合職業訓

練校の教職員を組織する労働組合である。現在八五校のうち八二校に組合支部が確立されているという。総合職業訓練校の事業は、二年制の職業訓練が主体となり、このほか短期訓練・転換訓練・企業からの委託訓練などをも行なつていている。二年制の専門訓練（新職業訓練法によつて高等職業訓練課程と呼ばれる）を受け訓練生の大半が中卒の青年であるところから、中教審や文部省が総合職業訓練校を後期中等教育の一環とみなそうとしていることは、よく知られている。「職業訓練は、いうまでもなく「技能教育」のことである。

この全総訓が、一月一九・二〇・二一日の三日間、富士箱根ランドにおいて、一八〇余名の参加のもとに第三回職業技術教育研究全国集会（略称・職研集会）を開催した。分科会を設けず、終始全員が一堂に集つて報告・提案をきき、討議するという方式がとられた。都教連の教研集会と日程が全く重なつたため、私は二日目には退場しなければならなかつたが、第一日は、開会行事のあと、執行部の基調報告・討論・夕食休憩・近畿地区職研集会報告・討論・関東地区職研集会報告・討論と続けられ、閉会したのが

午後一時半であった。これは何も異常事態があつたからではなく、名司会のものと討論も整然とすすめられたのであるが、一時という終了予定が三〇分延びたに過ぎなかつたのである。それから風呂に入ったのだから、一献かたむけての交流の時間があつたのだろうかということが心配だった。（以前は終了が一時をまわることもあつたという。）第二日は九時きっかりに開会・講演・質疑討論・東北地区職研集会報告・討論……と続いたが、終ったのは午後一〇時半であった。私のようなものが見馴れている教組の教研集会と少しがうののは、全日程が全体会として行なわれることのほか、後半の日程のなかに、七月闘争報告・同討論・職場要求報告・同討論・賃上げその他論議の状況報告・スケジュールが組まれていて、研究活動と職場闘争とが結びつけるよう配慮されていたことである。（もっとも、私の知る限りでも、集会の形式は毎回少しづつ変つており、まだ定型化したとはいえないようである。）執行部の基調報告は「総合技術教育推進のために——当面の職業技術教育のあり方」と題したもので、第一回（六六年）、第二回（六八年）の職研集会の成

果や日常的な闘争の成果のうえに立ち、かつ、職業訓練法の全面改訂（六九年一月施行）——『教育』六九年一月号の「教育情報」（参照）という新たな事態のもとで、職業訓練にかんする民主的な研究・実践の方向を見定めようとするものであった。そこでは「職研活動」というも的是、その性格、体質からして、賃金労働条件改善の闘い以上に長い間、ある意味では区切りの無い闘いとすらいえる」という自覚のうえにたって、「始めからスクランプ化するような労働者を育てるのではなく」「複雑労働に対応できる技能労働者の養成」をめざすべきものだとされ、そのような職業技術教育のめざす方向として総合技術教育の確立という課題が提起されている。この点については、「あらゆる生産工程における基礎的一般原則を教え、あらゆる労働部門における基本的な技能を与え、又同時に発達成長の過程にある若年労働者に対するの知識・体育等の附与を結合させていく中から長い労働者生活の生涯にわたって、常に変革する技術にも充分耐え得る豊かな可能性と全面的に発達した人間性を生み出すことを目標とした職業技術教育」が総合技術教育なのだとされている。

民主的な職業訓練のめざす目標として総合技術教育の確立という課題が提起されていることは、じつところ、少なからず私が驚かせたのであるが、かなりの会員の関心もまたこの点に集っていたようと思われた。この問題のゆくえは、全総訓執行部もいっとうに、息の長い研究と実践によって見定められるべきものであるうから、性急な結論を下すのはやめよう。

そのほか、報告・討論のなかでつぎのような問題が私の関心をひいた。

そのひとつは、職業訓練校の実習の費用の大部分が訓練による収益によってまかなわれている、という問題である。一般的にいって、応用実習の結果として収益があることはありえないことではない。しかし、職業訓練のばあいにははじめから実習収益が予算にくみ込まれてゐるため、収益をあけるために応用実習が行なわれるというのが実態であり、これが実習の目標や内容をゆがめているのである。報告された某職業訓練校のばあいには、実習収入は年間訓練事業費収入の六五・八%を占め、この額は支出のうちの教材費・消耗器材費・器工具費・消耗品費をあわせた額より大きいのである。

同様の問題は、学校教育のばあい、農業高校や水産高校にみられるのであるが、私が注目したのは、この制度を廃止するために組合をあげて闘っているという点である。

右に関連して、全総訓は訓練生の納入する実習負担金（学校でいえば授業料に相当する）を廃止するため闘っていることも指摘しておかなくてはならない。（職訓法第三三條では、求職者に対する職業訓練は無料とする、とされている）

もちろん、多くの時間が、職業訓練の内容を改善するための多くの研究と実践との報告・討論に費やされた。訓練内容に応じて指導員の担当科目の専科制の実現をめざす活動、国語・社会・体育など普通科目の設置とその充実をめざす活動も重要なテーマとなつてゐた。このようなばかり、しばしば学校教育が引例されたりとも注目しておかなくてはならない。国語教育の重要性を主張する提案者の一人が、高校の現行学習指導要領に掲げられた国語科の目標を読みあげて説明するという一幕すらあつた。

討論された問題のどれ一つをとつても、解決し実現するのは容易ではない、というものがばかりである。職業訓練の民

主化をめざす前途はけわしいが、しかし、職研集会のような着実な活動は、職業訓練から陰湿な徒弟教育というイメージを拭い去る力となるだろうことを確信してよいようと思われる。

さいごに、数年前、全く同名の集会が開かれたことがあることを指摘しておこう。すなわち、一九五八年に職業訓練法が制定され、新たな職業訓練政策が展開されるという事態のもとで、総評・中立労連は、第一回（六〇年三月）・第二回（六一年二月）と職業教育研究集会を開

— 551 —

疑問点多い「教育白書」

——文部省「わが国の教育水準」（昭和四五年度）を発表——

昨年の一月一〇日（火）の閣議に、坂田文相は「わが国の教育水準」と題する「教育白書」を報告した。文部省自身

いたが（労調協編『職業技術教育と労働者』参照）、第三回は、職業技術教育研究集会として六二年六月に開かれた。今回の全総訓の集会とは回数・会合名まで同じであった。五九年に結成されたばかりの全総訓は、前回の集会にも参加していた

から、今回の会合名が同一となつたことを承知しているにちがいない。総評の職研集会は第三回で中断してしまった。全総訓は、前回の集会にも参加していた総訓の職研活動が前者の轍をのりこえて前進することを期待したい。

（佐々木亨／専修大学）

白書」と呼ばれるのもけだし当然である。

『この白書』は、まえがき・本文・むすび・付録とともに三一ページからなり、本文においては、まず「教育機会の拡大」（第一章）を量的側面でたしかめ、「教育内容・方法の改善」（第二章）の足りりと課題を示し、そのための「教育職員の充実と物的条件の整備」（第三章）にふれる。さらに「教育費の支出と負担」（第四章）の比較考察を基礎に問題点の指摘を行ない、「一九七〇年代の教育改革の動向」（第五章）を世界についてたしかめ、中教審の「基本構想」（中間報告）の紹介をもって日本の教育改革の動向としている。

考察の基調は、教育の諸側面について、わが国と米・英・ソ・西独・仏など欧米主要国との比較に重点を置き、これによつてわが国の教育水準を位置づけ、問題点を明らかにして今後の教育の發展に役立たせようとするもので、統計的な比較が中心である。

記述の要点は、教育の普及度と水準の高さにおいて、日本は先進諸国の中でも高い地位を占めているが、教育費の支出や負担、教育の質その他について改善